

7 Community

視聴者コミュニティ

NHK経営委員長

古森重隆氏の罷免を要求！

放送の不偏不党に反する言動

- 1 「選挙期間中の放送については、歴史ものなどの放映はいつも以上にご注意願いたい」 2007 年 9 月 11 日経営委員会
- 2 自由民主党衆議院議員武藤容治君を励ます会に発起人として出席「みなさんの応援をぜひお願いいたします。」 2008 年 2 月 26 日
- 3 「国際放送では国益を主張すべき」 2008 年 3 月 11 日経営委員会

放送法第一条は法律の施行目的を「放送の不偏不党、真実及び自律を保障すること」によって、放送による表現の自由を確保すること。」と明記する。その上で、これらに反する行為があった場合については、第二十条第一項において「内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を与えなければならない」（傍線筆者）と規定する。

NHK経営委員長古森重隆氏は就任以来、特定の政党や政治家に近い言動を繰り返してきたが、中でも、次の3回にわたる発言は、放送法に反する極めて由々しいものであった。

その第一は、二〇〇七年九月十一日の経営委員会「選挙期間中の放送については、歴史ものなどの放映はいつも以上にご注意願いたい」と発言したものである。これは、経営委員会の職責を逸脱した「放送内容に対する政治的発言」として国民的な批判を浴び、改正放送法（平成十九年十二月二十八日法律第三十六号第十六条の二（経営）委員の権限等）では、「委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない」との条文の新設をもたらしただけです。

第二に、二〇〇八年二月二六日東京都千代田区ルポール麹町で開かれた「衆議院議員武藤容治君を励ます会」に発起人の一人として出席し、「N

HKの仕事もしておりまして、経営委員長を仰せつかりまして昨年六月以降苦闘しております。みなさんの応援をぜひお願いいたします。」と挨拶した。発言の真意を追及された同氏はその後の記者会見において、「武藤議員は、富士フィルムに十年以上勤め、よく知っている後輩。社長として出席し、経営委員長の立場としてではない。」（四月十日東京新聞）、「（武藤議員への）支持を求めたのではなくエールを送っただけ」（同日読売新聞）と釈明した。自民党の武藤議員はその公式ホームページにおいてNHKについて「国営放送としての位置づけが必要」などと繰り返し記述しており、放送法の趣旨に反する主張を行う政治家であることを追記したい。

第三に、二〇〇八年三月十一日の経営委員会において「国内の場合は国民からあまねく受信料をいただいていますので立場は不偏不党と放送法に書いてあります。しかし、国際放送ではそれはどうでしょうか。各国とも国益を主張する中で日本の立場を放送していくなら、国内放送のように満遍なく意見を伝えるという話だけでは済みません。それだけの覚悟があるのかということです」と発言し、国際放送での国益の主張をNHKに迫ったという。既に見たとおり、放送法第一条は放送の国内向けか国際向けかを問わず、「放送の不偏不党」により、「表現の自由を確保すること」を明記している。

この様な言動のいずれもが放送法に違反し、経営委員としての資質に欠けることは最早明白である。よってここに、放送法第二十条に規定する「職務上の義務違反」をおかした古森重隆経営委員長をの罷免を求めるものである。



NHK問題京都連絡会主催「こっち向いてよ NHK！」で古森氏の罷免を求める署名運動を呼びかける醍醐 聡 共同代表（2008 年 4 月 4 日京都教育文化センターにて）

WATCHしよう！ 7時のニュース

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

NHK夜7時のニュース ウォッチ表

2008 年 () 月 () 日 放送 記録者名 ()

ニュース項目 (例 1: 衆議員予算委員会審議) (例 2: 女子ゴルフ、宮里藍情報)	放送時間 (例: 2.5 分)	備 考 (ニュースのやや詳しい内容、 記録者のコメント等)
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		
6.		
7.		
8.		
9.		
10.		
11.		
12.		
13.		
14.		
15.		

私達が日頃何気なく見ているテレビの番組。バラエティー番組中心の放送局、話題のタレントが出演して若者に人気の番組等々、毎日ほとんど二十四時間番組が垂れ流されています。特に近年のニュースでは、トップニュースに、必要以上にスポーツ情報がされているように感じられてなりません。大リーグでの日本選手の活躍をわざわざ主要ニュース時間帯に取り上げる必要があるのでしょうか。

そこでまず、テレビが、どれだけの頻度と質でニュースを伝えているのかについて、監視することにしました。公共放送であるNHKが、日々の政治状況の中で、いかに正確に、どの様な情報を、どれくらいの時間を使って報道しているのかを具体的に調べることにしたのです。

まずは最もよく視聴される可能性のある夕方7時のニュースについて、左表のような点検表を作成し、実態調査を実施します。NHKが放送法の趣旨に従って公共放送としての使命を果たしているのかについて、数字で示そうというのです。

放送法は、「放送による表現の自由を確保すること。」を定めています。しかし、表現の自由とは、単なる消極的制限によって獲得できるものではありません。対立する意見こそ、積極的に取り上げ、政治上の見解を十分に表現していかなければならないのです。スポーツや娯楽に逃げ込むことなく、どれだけの質と量でNHKが放送しているか、みなさんと共に監視していきたいと思います。調査活動へのご協力をお願いいたします。

どのような内容のニュースを、どれくらいの時間伝えるのかということは、報道制作の最重要課題です。7時のニュースを watch し、編集の実体を検証しましょう！！



★ 政治から独立した自主・自立を堅持するNHKの責任者として適格ではない。(埼玉Tさん)★国際放送が、国家の宣伝機関となるとき、それは真の国益を損ねるものであるという歴史に学ぶべきです。(東京Mさん)★李下に冠を正してばかりいる人は経営委員長として不適格です。

(埼玉Fさん) ★NHKは政権与党の代弁者になっては駄目だ。経営委員長は英国BBC放送の姿勢に学ぶべきだ。(北海道Sさん)★NHKの公共性を大事に思っています。民放では作れない数々のよい番組がこれまでもありました。これからも多にNHKには期待しています。そのためには政治を持ち込む古森経営委員長はふさわしくありません。ぜひ辞めていただきたいです。(埼玉Hさん) ★個人的に関わっている団体の関係でも、古森会長がNHKを私物化(企業化)していることに出くわしました。(埼玉Mさん) ★ 責任ある立場の者の良識を疑う行為です。(北海道Hさん) ★NHKの経営委員長が「国益」の持論を頑なに言い副会長の「自主性を守る」にも耳を貸さない、いってみれば現政権と一体になり表面は公共、実質は国営にと国民(受信料が主体)を欺瞞していくように思われます。国民が選出した半数近い議員が疑問を投げかけているにも関わらず押し通すという体質は委員長としての資格はありません、経理上での予算、決算の流用は経営委員会の承認が必要だと認識しています、ファショが表に出て来ました、こんなんだつたらもう一度支払い停止の対策を立てなければならないのかもしれない。(Sさん) ★人権が尊重される真に平和な世界の実現を目指すための報道をし、番組編成をするNHKであってほしいと願います。(東京Eさん)

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティではNHKの番組批評・感想を「WATCH」欄に掲載しています。

ホームページ <http://space.geocities.jp/shichoshacomunity/> FAX 075-642-5354 まで

論説

経営委員長としての資質に欠ける
古森重隆氏の罷免を今こそ求めよう

私達は先に、NHKの会長と経営委員長が財界人によって占められる危険性を指摘しました。「言論・文化・ジャーナリズムの世界」を代表しなければならぬNHKを、効率至上命題とする今日の民間企業のトップが運営することは、放送法に規定する公共放送の目的「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」が困難になると考えたからです。残念なことにはこの危惧はわずかに

一ヶ月余で現実のものとなってしまう

た。
福地茂雄現NHK会長を強く推薦した古森重隆経営委員長による「国際放送における国益主張」発言です。さらにその後の調査で、古森氏が自民党衆議院議員を励ます会の発起人となり、かつ、NHK経営委員長として議員の支援を要請したのでした。古森氏が、「ビデオテープなど『放送用機材の製作者』であり、放送法が定める経営委員の資格に限りなく抵触する人物」、であり、放送法が定める経営委員にふさわしくない人物であることはこれまでも度々指摘してきたところです。そして今回の言動は、明らかに「不偏不党」を定めたNHKの理念に反しているのです。今や、その出身母体が財界か否かの問題を越えて、同氏が公共放送の運営を担う長として、相応

しくない人物であることを明白にしたのでした。にもかかわらずほとんどのジャーナリズムはこれを正面切って批判し、委員長としての資質を問うこともなかったのです。果たしてこの様な人物が法律に違反してNHKを私物化し、自らの思想信条によって運営することが許されるのでしょうか。
そもそも氏の経営委員長就任自体が極めて異例な、強引なものでした。衆議院での三分の二以上の巨大与党を母体として成立した安倍政権の下、「戦後レジームからの脱却」というキャッチフレーズを掲げて示された政策は、「美しい日本」に象徴される極めて感情的、情緒的な雰囲気だけのものでした。自らの主宰する「四季の会」の主要メンバーでありながら、安倍首相は同氏をNHK「改革」のための刺客として送り込んだのでした。

した。表現の自由の原点に立ち返って、「個人が好みにふける自由、好き勝手なことを言う自由ではなく、社会の成員を知的なものに仕立て上げていくための本質のプロセス」（奥平康弘「なぜ「表現の自由」か」東京大学出版会一九八八年）を行使するための民主主義の広場を、公共放送であるNHKが提供しなければならぬとしました。古森経営委員長の下の公権力からの自立を求めることは不可能です。私達は一刻も早く罷免を求めなければなりません。（編集子）

2008年4月26日
(土)13:30～16:00
神戸市労働会館308号
室(078-232-1881)
NHK問題を考える会
(兵庫)主催「皆様のNHK」から『私たちのNHK』へー視聴者主権のNHKをめざしてー

講師 醍醐 聰 氏

公開質問書

2008年4月7日

古森重隆NHK経営委員長への公開質問書
国会議員を「励ます会」への出席について

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表：湯山哲守・醍醐 聰

古森重隆様にはNHK経営委員長としてご多忙の毎日をお過ごしのことと存じます。
去る3月31日の参議院総務委員会では古森委員長は委員の質問に答えて、本年2月26日に国会議員を「励ます会」の発起人を務め、会に出席したことを認められました。このことは不偏不党、自主自立の立場で公平な放送を行うことを責務とするNHKの監督機関の長として極めて由々しい行動です。そこで、視聴者が問題の経過と貴殿の認識を正確に理解するため、以下の質問をいたします。

ご多忙の折とは存じますが、後掲の方法で誠意のあるご回答をいただきますよう、お願いいたします。なお、回答は一括形式ではなく、必ず、各質問事項ごとをお願いいたします。

〔質問1〕 私どもの調査では、古森委員長が発起人の一人として出席された国会議員を「励ます会」とは、本年2月26日夜、東京都千代田区のルポール麹町で開かれた「衆議院議員武藤容治君を励ます会」となっていますが、これに間違いはないでしょうか？ 確認をお願いいたします。

〔質問2〕 古森委員長がこの「励ます会」の発起人を引き受けられた経緯をご説明ください。

〔質問3〕 私どもは経営委員（会）も「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」という放送法第1条第2項の定めにも服すべきものと考えますが、古森委員長はどのように認識されているのでしょうか？

〔質問4〕 上記の「励ます会」に古森委員長は富士フィルムホールディングス社長として出席されたとのことですが、あいさつでは、「NHKの経営委員長を仰せつかっている」と自己紹介された上で、「皆さんの応援をぜひともお願いします」と話されたと伝えられています。これに相違ないでしょうか？

〔質問5〕 NHK経営委員長の職にある貴殿が、たとえ、かつての職場の上司としてであれ、特定の国会議員を「会発起人を務めその会に出席して上記のような発言をされることは、経営委員も服すべき放送法第1条第2項の定めにも反し、NHKと政治の距離をわきまえない不見識な行動であることは明白です。これについて貴殿はどのように認識され反省されているか、お聞かせください。

〔質問6〕 武藤容治議員の公式ホームページに掲載された「GIFU39 ニュース」Vol.2には「9. NHK放送産業を考える議員の会に参画」と題した次のような記述があります。

「おりしも不祥事が立て続けに発覚し、昨年からの論議で民営化の議論もあり、党内の部会では喧々譁々の議論がありました。国営放送の位置付けが必要であるという認識から西川公也先生（栃木県選出）にお声をかけていただき『放送産業を考える議員の会』を立ち上げ、4月7日NHK本社を訪問し、現場を視察しながら意見交換を実施いたしました。今後国営放送のあるべき姿や国際放送問題や受信料のあり方等提言していくことになりました。」（下線は引用に当たって追加）

このようにNHKを＜国営放送＞と呼ぶ国会議員を「励ます会」に出席した人々に向かって「応援」を求めるのは、公共放送の何たるかに関する無知、無理解をさらけ出したものであり、NHKの経営委員として失格であると私たちは考えます。貴殿はどのように認識されているか、お聞かせください。

以上

2008年4月7日

内閣総理大臣 福田康夫様
衆議院議員 各位
参議院議員 各位

古森重隆NHK経営委員長罷免の申し入れ

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
NHK問題京都連絡会
NHK問題を考える会（兵庫）
NHK問題を考える大阪の市民の会

公共放送である NHK の最高責任者・古森重隆経営委員長は、就任以来数々の「政治的」発言を繰り返し、氏の資質が問題にされてきましたが、最近になって、「政治的」言動をいちだんと強めています。このまま進めば、NHKが放送法の定める「放送の不偏不党」「自主自律」「表現の自由」が侵され、「国営放送」に変質させられるのではと危惧させます。以下簡単に同氏の言動を列挙します。

古森氏は昨年9月11日の経営委員会で「選挙期間中の放送については、歴史ものなどの放映はいつも以上にご注意願いたい」と発言し、経営委員会の職責を逸脱した「放送内容に対する政治的発言」として国民的な批判を浴びました。この発言はあまりにも重大であったため、改正放送法で、「経営委員は個々の放送番組の編集その他の協会の業務を執行できない」との条文（第16条）の新設をもたらしたほどです。

次に古森氏は就任前から参加していた安倍元首相を囲む財界人の集まり「四季の会」から退会すべきだとの批判に対しても退会を拒んでいます。同氏の「政治家への接触の鈍感さ」の表れが2月26日、自民党衆議院議員武藤容治氏を「励ます会」への出席と発言にも見られます。そこでは「NHKの仕事もしておりまして、経営委員長を仰せつかりまして昨年6月以来、苦闘しております。みなさんの応援をぜひお願いいたします」と発言しています。

古森氏は去る1月29日の経営委員会において、上記の新放送法第16条への無理解を露呈し、「経営委員会はNHK全体の監督責任を持っている。その責任を負う立場としておよそ全く関与できないことについては少し違和感を覚える。」と発言し、同席した他の経営委員等からたしなめられ「解説」を受け、なお執拗にこの種の発言を繰り返しています。

そして3月11日の経営委員会での「国際放送における国益擁護報道」発言となりました。さらに国連憲章に対して疑義を呈し、「国際放送では国益を主張せよ」と執拗にNHK経営陣に迫っています。

以上の古森氏の言動から次の申し入れを行うものです。

申し入れ

- 一 NHK経営委員長古森重隆氏は、政治から独立し自主・自立を堅持するNHKの先頭に立つべき責任者としての適格性を疑わせる一連の行為・発言を繰り返しており、それらは放送法第20条に規定される「委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行」に該当すると考えられるので、内閣と国会の名において経営委員を罷免すること

以上

氏 名	所 属	住 所

取扱団体 NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
（ファックスでお送りいただく場合は専用ファックス 075-642-5354 にお願ひします。）